# 入札公告(入札説明書)をご覧いただく前に (公告概要のお知らせ)

エ事名:愛知用水流量観測設備工事

このお知らせは、工事の概要及び入札公告の概要を記載したものです。 詳しい内容は、後段の入札公告本文をご覧いただき、詳細をご確認ください。 なお、本件の入札公告は、入札説明書を兼ねています。

本件に関する入札説明書等は入札情報サービスからダウンロードすることにより交付します。

●入札情報サービスURL: <a href="https://gprime-ebid.jp/juchusya-water/PPI/PPI\_P/">https://gprime-ebid.jp/juchusya-water/PPI/PPI\_P/</a> ◇本件に関する問い合わせ先

独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 総務課 中原

Tel 0561-39-5460 Fax 0561-39-5464

### 1. 工事の概要 工事の概要は次のとおりです。

工事名	愛知用水流量観測設備工事(電子入札対象案件)			
工事場所	岐阜県可児市川合地内 可児導水分水口 外 1 1 箇所			
	本工事は、愛知用水幹線水路及び分水口流量観測設備の取替を行うものであ			
工事内容	<b>వ</b> 。			
	超音波流量計(開渠用 1側線) 製作、据付、調整 1式			
	超音波流量計(管路用 1側線) 製作、据付、調整 1式			
	各種配線工事 1式			
	既設機器等撤去 1式			
工期	契約締結の翌日から平成30年3月20日まで			
工事数量等	工事数量等の詳細は、特記仕様書に示すとおりである。			

### 2. 入札参加資格の概要 入札参加の要件は次のとおりです。

	水資源機構の一般(指名)競争参加業者登録において、平成29・30年度
	一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、「電気工事」の認定を受けており、
業者登録	かつ、建設業法に基づく電気通信工事業の許可を受けていること。
	(開札時において、一般競争(指名競争)参加資格の認定を受け、かつ、競
	争参加資格の確認を受けていれば結構です。)
	電気通信工事〔電気通信機械(流量観測設備、気象観測設備、水位観測設備、
同種工事の施工	地震観測設備、堤体観測設備、水質観測設備のいずれかの設備を設置したエ
実績	事をいう。)〕とする。ただし、同種工事の発注者から企業に対して通知され
	た工事成績評定表の評定点が65点以上であること。
配置予定技術者	次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を契約締結の翌日から本工事に
の要件	専任で配置できること。

	① 建設業法第26条で規定された「電気通信工事資格」を有する者であるこ
	ے ی
	② 同種工事を主任技術者、監理技術者、現場代理人、工事主任又は担当技
	術者等の立場で経験を有していること。
	③ 監理技術者が必要となる工事にあっては、電気通信工事業の監理技術者
	資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
	④ 契約者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
	平成27年及び28年の2年間に元請として完成・引渡が完了した機構発注
工事成績評定点	の「電気工事」に係る工事成績評定表の評価点の年平均が2年連続で65点
	未満でないこと。
その他	欠格要件に該当しないこと。

## 3. 公告~落札者決定までの日程

入札説明書等の交付期間	平成29年8月1日(火)~8月24日(木)
一般競争参加資格確認申 請書の提出期間	平成29年8月1日(火)~8月21日(月)16時00分まで
一般競争参加資格確認書 類等の提出期限	平成29年8月24日(木)必着
参加資格の確認通知	競争参加資格が無いと認められた応募者には、
(無しの場合)	平成29年8月31日(木)までに通知します。
開札日時、開札場所	日時: 平成29年9月8日(金)10時00分 場所: 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25番地の25 独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 総務課
入札書の提出期間	平成29年8月22日(火)~8月24日(木)16時00分まで
質問書の受付期限	質問を、書面(郵送)により受け付けます。平成29年8月16日 (水)迄、受け付けます。
質問書に対する回答の 閲覧期限	平成29年8月24日(木)迄、Web 上で閲覧できます。
	① 低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかについて、資料の提出を求め「低
低入札価格調査 	入札価格調査」の事情聴取を行う。
	② 契約締結後においても、調査内容の確認のため、資料の提出を 求める。
W	本のような

※ 本件に関し、入札説明書等を受領された方は、「入札説明書等の交付受領書」をFAXにて 上記連絡先にご提出ください。

# 入札に参加する皆様へ

独立行政法人水資源機構は、社会保険等未加入対策として、下記のとおり行っておりますので、お知らせします。

記

- ① 工事における入札において、社会保険等未加入建設業者に対し、競争参加資格を認めておりません。
- ② 工事における業者登録については、社会保険等未加入建設業者に対し、有資格業者登録の申請を受け付けておりません。
- ③ 受注者が工事を施工するために締結した下請契約において、一次下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合は、下請契約を締結した理由を求めます。また、一次下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合も、下請契約を締結した理由を求め、一定の期間を設けたうえで、元請業者である受注者において当該社会保険等未加入建設業者に対する加入指導を行うことを求めます。
- ④ 受注者が、特別の事情がなく、社会保険等未加入建設業者を一次下 請負人とした場合は、受注者に対し制裁金を請求し、指名停止措置 を行います。
- ⑤ 受注者が、特別の事情があり、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とした場合においても、指定された期日までに未加入の社会保険に加入しなかったときは、受注者に対し制裁金を請求し、指名停止措置を行います。
- ⑥ 指名停止を受けた受注者は、工事成績評定の減点対象となります。

なお今後、受注者が、特別の事情がなく、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人以外の下請負人とした場合において、指定された期日までに未加入の社会保険に加入しなかったときは、受注者に対し制裁金を請求し、指名停止措置を行う等の更なる社会保険等未加入対策の強化を検討しております。

# 入 札 公 告 (入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札に付します。なお、本公告は入札説明書を兼ねています。 独立行政法人水資源機構による愛知用水流量観測設備工事に係る一般競争入札等の手続については、関係規程によるもののほか、この入札公告(入札説明書)によることとします。

1. 公告日 平成29年8月1日

#### 2. 契約職等

独立行政法人水資源機構分任契約職 愛知用水総合管理所長 安藤 昌文 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25番地の25

#### 3. 工事概要

- (1) 工事名 愛知用水流量観測設備工事(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 岐阜県可児市川合地内 可児導水分水口 外11箇所
- (3) 工事内容 本工事は、愛知用水幹線水路及び分水口流量観測設備の取替を行うものである。

 超音波流量計 (開渠用 1側線)
 製作、据付、調整 1式

 超音波流量計 (管路用 1側線)
 製作、据付、調整 1式

 各種配線工事
 1式

 既設機器等撤去
 1式

(詳細は特記仕様書のとおり)

- (4) 工 期 契約締結の翌日から平成30年3月20日まで。
- (5) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
- (6) 本工事は、入札時に企業の技術力、企業の信頼性・社会性の評価のため簡易な施工計画等を求め、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「簡易型総合評価落札方式」の試行工事である。
- (7) 本工事は、一般競争参加資格確認資料及び施工計画書(以下「一般競争参加資格確認 資料等」という。)と入札書の同時提出を行う工事である。

#### 4. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
  - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
    - (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実

- (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得る ために連合した事実
- (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
- (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
- (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
- (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
- (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約 の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を 支払っていない者
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号。以下同じ。)に基づく更生手続開始若しくは、 民事再生法(平成11年法律第225号。以下同じ。)に基づく再生手続開始がなされ一般 競争(指名競争)参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所によ る取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健 全であると認められる者
- ⑤ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 電子入札に参加するには、下記に掲げる条件を満たしている者でなければ参加することはできない。
  - ① 機構における平成29・30年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち「電気工事」の認定を受けており、かつ、建設業法に基づく電気通信工事業の許可を受けていること。ただし、本公告時に一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料等(以下「確認申請書等」という。)を提出することができるが、競争に参加するには、開札時において、一般競争(指名競争)参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等 について」を参照すること。

- ② 一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが共同開発をした電子入札コアシステム対応認証局に対応しているICカードを取得し、かつ、有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。
- ③ 電子入札システムに利用者登録をしていること。
- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき 再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争(指 名競争)参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4)経常建設共同企業体及び事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。
- (5) 下記①の条件を満たす同種工事の施工実績を有していること。なお、実績については ②から⑥に示す条件等によるものとする。
  - ① 平成14年4月1日から本工事における一般競争参加資格確認資料等の提出期限までに

元請として完成・引渡しが完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種工事の施工実績を有していること。

- (注)以下、同種工事の施工実績又は経験において同じ。
- 注1 「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施 行令」 第1条に定める特殊法人等に加え、国土交通省所管のその他の独立行政法人、 地方共同法人日本下水道事業団のことを指す。
- 注2「地方公共団体」とは、「地方自治法」第1条の3に定める地方公共団体のこと を指す。
- 注3「地方公社等」とは、「地方道路公社法」に基づく道路公社、「公有地の拡大の 推進に関する法律」に基づき都道府県が設置した土地開発公社、「地方住宅供給公 社法」に基づき都道府県が設立した住宅供給公社のことを指す。
- 注4「公益法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人のことを指す。
- 注 5 「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、 電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社のことを指す。
- ② 同種工事の施工実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(以下「CORINS」という。)に登録されている工事から選定すること。
- ③ 単体として確認申請書等を提出する場合に、共同企業体の構成員としての同種工事の施工実績とするときは、出資比率20%以上の場合に限ること。
- ④ 経常建設共同企業体として確認申請書等を提出する場合は、構成員のいずれかが元 請けとして同種工事の施工実績を有していること。
- ⑤ 同種工事の発注者から企業に対して通知された工事成績評定表の評定点が65点以上であること。

なお、65点未満の場合は同種工事の施工実績として認めない。

⑥ 工事成績評定が実施されていない工事や評定点が企業に通知されていない工事を同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書(例:様式3関係)又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等)の写しをもって65点とみなす。

#### (同種工事として認める施工実績の要件)

電気通信工事〔電気通信機械(流量観測設備、気象観測設備、水位観測設備、地 震観測設備、堤体観測設備、水質観測設備のいずれかの設備を設置した工事をい う。)〕とする。

(6)次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を 契約締結の翌日から本工事に専任で配置できること。

ただし、本工事の施工箇所から概ね10km以内において施工する工事について、発注者が認めた場合には、主任技術者について本工事と兼務することができる。

また、次に示す期間については専任を要しない。

なお、専任を要する期間と専任を要しない期間で配置予定技術者が交代する場合、専

任を要しない期間の配置予定技術者は、②の基準を満たす必要はない。

- (A) 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間)
- (B) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を 全面的に一時中止している期間
- (C) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (D) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、 事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ① 配置予定技術者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条で規定された電気通信 工事資格(「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ(建設業法施行規則第7条の3第1 号又は第2号)に該当する者」をいう。以下同じ。)を有する者であること。
- ② 平成14年4月1日から本工事における一般競争参加資格確認資料等の提出期限までに、 元請として完成・引渡しが完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社 等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種工事を主任技 術者、監理技術者、現場代理人、工事主任又は担当技術者等の立場で経験を有してい ること。なお、以下の(A)から(E)の条件等によるものとする。
  - (A) 単体として確認申請書等を提出する場合に、共同企業体の構成員としての同種工事の経験とするときは、出資比率20%以上の場合に限ること。
  - (B) 経常建設共同企業体として確認申請書等を提出する場合は、構成員のいずれか1 名が、一人で機構の示す基準の資格を満たし、同種工事の経験を有している者を配 置予定技術者として配置すること。
  - (C) 同種工事の発注者から企業に対して通知された工事成績評定表の評定点が65点以上であること。

なお、65点未満の場合は同種工事の経験として認めない。

- (D) 工事成績評定が実施されていない工事や評定点が企業に通知されていない工事を 同種工事の経験とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書(例:様式3関 係)又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等)の写しをもって65 点とみなす。
- (E) 転職等により、同種工事の経験として工事成績評定の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な場合にあっては、発注者の証明を受けた施工証明書(例:様式3関係)又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等)の写し、工事実績カルテ(契約データ、技術データ)の写しをもって65点とみなす。
- ③ 監理技術者が必要となる工事にあっては、電気通信工事業の監理技術者資格者証及 び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が一般競争参加資格確認資料等の 提出日以前に3ヶ月以上あること。
- (7) 一般競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(以下「指名停止措置要領」という。)」 に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (8) 施工計画が以下の条件を満たすものであること。
  - ① 工程管理に係わる事項が適正であること。
  - ② 機器及び材料の品質管理に係わる事項が適正であること。
  - ③ 施工上の課題に対する事項が適正であること。

- ④ 施工上配慮すべき事項が適正であること。
- ⑤ 安全管理に留意すべき事項が適正であること。
- (9)機構が発注した工事のうち、平成27年1月1日から平成28年12月31日までの2年間に元請として完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「電気工事」に係る工事成績評定表の評価点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、①から③に示すいずれの関係にも該当しないこと (基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。 なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的 に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するもので はない。
  - ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう(子会社又は子会社の一方が更生会社 又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)。

- (A) 親会社と子会社の関係
- (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係
- ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう((A)の関係がある場合に、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)。

- (A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 5. 総合評価落札方式に関する事項

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

(1) 評価項目

評価項目は、次に示すとおりとする。

- ① 企業の施工能力
- ② 技術者の能力
- (2) 技術点の付与

評価項目に対する評価基準、評価点数及び技術点の配分は別表2に示すとおりとする。 なお、施工計画は施工の適否を判断するのみとし、技術点の対象としない。

(3)総合評価の方法

総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値(以下「評価値」という。)による。

① 価格点の算定は、以下のとおりとする。

価格点=100×(1-入札価格/予定価格)

(小数点以下第4位を四捨五入)

② 技術点の算定は、上記(1)の①から②の評価項目について評価した結果、得られた評価点数の合計値の最も高い者に技術点10点を付与し、その他の者は評価点数の合計値に応じ比例配分して求められる技術点を付与する(小数点以下第2位を四捨五入)。

ただし、評価点数の合計値にマイナスの者がある場合は、最も低い者を 0 点とし、 その他の者は評価結果の値に応じ比例配分して求められる技術点を付与する(小数点 以下第 2 位を四捨五入)。

#### 6. 契約担当窓口

〒470-0151 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25番地の25 独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 総務課 中原 電話0561-39-5460 FAX0561-39-5464 本件に係る問い合わせ 9時~17時(土曜日、日曜日及び祝日並びに12時から13 時までを除く。)まで。

#### 7. 入札説明書等の交付期間等

(1) 入札説明書等の交付は、下記の【入札情報サービスURL】の【発注情報】から行うので、 入札参加希望者は該当案件を検索のうえ、ダウンロードすること。

入札情報サービスURL: https://gprime-ebid.jp/juchusya-water/PPI/PPI\_P/

- (2) 入札説明書等の交付期間:別表1①のとおり
- (3) 入札説明書等の交付を受けた者は、入札説明書等の交付受領書を提出すること。 なお、様式については、「入札参加条件等について」に添付。

#### 8. 確認申請書等の提出方法等

- (1) 一般競争参加資格確認申請書
  - ① 提出期間:別表1②のとおり
  - ② 提出方法:12.(1)に従い作成し、電子入札システムを用いて提出すること。
  - ③ ファイル形式:保存するファイル形式はPDFとする。

ファイルを圧縮する必要がある場合においては、圧縮方法はZIP 方式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

④ 受付確認:一般競争参加資格確認申請書の受領後に受付票を電子入札システムで発 行する。

なお、本試行においては、一般競争参加資格確認申請書の受領後に電子入札システム 上で発行される競争参加資格確認通知書は、一般競争参加資格確認申請書の受理通知と して取り扱う。

- (2) 一般競争参加資格確認資料等
  - ① 提出期間:別表1③のとおり
  - ② 提出先:6.契約担当窓口に同じ。
  - ③ 提出方法:12.(2)に従い作成し、封筒に「一般競争参加資格確認資料等在中」及び

入札件名を朱書きし、郵送(信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法)により提出すること。なお、持参は認めない。

#### (3) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は、競争参加資格等の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 受け付けた確認申請書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における確認申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。
- ⑤ 入札公告(入札説明書)を確認申請書等の作成以外の目的で使用してはならない。
- ⑥ 確認申請書等の作成又は提出に関する手続きについての問い合わせには応じるが、 工事内容等の問い合わせには一切応じない。
- ⑦ 確認申請書等に関する問い合わせ先
  - 6.契約担当窓口に同じ。

#### 9. 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法:電子入札システムを用いて提出すること。
- (2) 提出期間:別表1④のとおり
- (3) 受付確認:入札書の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。

#### 10. 開札日

開札は、独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 総務課にて、別表1⑤に示す日時に行う。

#### 11. 支払条件

- (1) 前払金:請負代金額の30%以内
- (2) 部分払:工期中1回以内

#### 12. 確認申請書等の作成

- (1) 一般競争参加資格確認申請書は、別記様式1により作成すること。
- (2) 一般競争参加資格確認資料等は、別記様式2を表紙とし、次に従い作成すること。
  - ① 同種工事の施工実績
    - (A) 記載様式は、別記様式3とする。
    - (B) 4.(5)の条件を満たす同種工事の施工実績を、次の優先順位に基づき記載すること。なお、記載する件数は1件とする。
      - (ア) 河川または水路施設において流量観測設備(超音波式)を設置した工事
      - (イ) その他の観測設備を設置した工事
    - (C) 同種工事の施工実績は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定すること。
    - (D) 同種工事の施工実績が、CORINSに登録されている工事については、工事実

績カルテ(契約データ、技術データ)の写し、工事内容が確認できる書類(特記仕様書、図面等)の写しを添付すること。

- (E) 同種工事の施工実績が、CORINSに登録されていない工事については、発注者の証明を受けた施工証明書(例:様式3関係)又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等)の写し、契約書(工事名、工期、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分)の写し、工事内容が確認できる書類(特記仕様書、図面等)の写しを添付すること。
- (F) 工事成績評定が実施されている工事を同種工事の施工実績とする場合は、工事成績評定(結果) 通知書の写しを添付すること。
- (G) 工事成績評定が実施されていない工事や評定点が企業に通知されていない工事を 同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書(例:様式3 関係)又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等)の写しを添付する こと
- ② 配置予定技術者の資格、工事経験
  - (A) 記載様式は、別記様式4(1)とする。

また、専任を要する期間と専任を要しない期間で配置予定技術者が交代する場合、 専任を要しない期間の配置予定技術者の記載様式は、別記様式4(2)による。

(B) 4. (5)の条件を満たす同種工事を経験とする際の従事役職は、次の優先順位に 基づき記載すること。

なお、記載する件数は1件でよい。

- (ア) 主任技術者、監理技術者又は現場代理人として経験した工事
- (イ) 上記以外の立場で経験した工事
- (C) 同種工事の経験は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定すること。
- (D) 同種工事の経験が、CORINSに登録されている工事については、工事実績カルテ(契約データ、技術データ)の写し、工事内容が確認できる書類(特記仕様書、図面等)の写しを添付すること。

配置予定技術者の資格を証するものとして、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを、主任技術者の場合は、その他資格証の写しを併せて添付すること。

(E) 同種工事の経験が、CORINSに登録されていない工事については、発注者の 証明を受けた施工証明書(例:様式3関係)又は検査に合格したことを証明する書 類(完成認定書等)の写し及び当該工事に主任技術者等で従事したことを証明する 書類(現場代理人等通知書等)の写し、契約書(工事名、工期、発注機関名、契約 書の両当事者の記名捺印がされている部分)の写し、工事内容が確認できる書類 (特記仕様書、図面等)の写しを添付すること。

配置予定技術者の資格を証するものとして、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを、主任技術者の場合は、その他資格証の写しを併せて添付すること。

- (F) 同種工事の経験が、工期より技術者の従事期間が短い場合は、(D) 又は(E) と併せて、従事したことを証明できる書類の写し(例:実施工程表等)を添付すること。
- (G) 工事成績評定が実施されている工事を同種工事の経験とする場合は、工事成績評定(結果) 通知書の写しを添付すること。
- (H) 工事成績評定が実施されていない工事や評定点が企業に通知されていない工事を 同種工事の経験とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書(例:様式3関

- 係)又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等)の写し及び当該工事に主任技術者等で従事したことを証明する書類(現場代理人等通知書等)の写しを添付すること。
- (I) 転職等により、同種工事の経験として、工事成績評定点を証明する書類の写しを 添付することが困難な場合にあっては、発注者の証明を受けた施工証明書(例:様 式3関係)又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等)の写し、工事 実績カルテ(契約データ、技術データ)の写しを添付すること。
- (J) 配置予定技術者の雇用を証明する書類として、標準報酬決定通知書の写し、健康 保険証の写し又はその他雇用関係を証明できるいずれかの書類の写しを添付するこ と。
- (K) 配置予定技術者として複数人(最大5名を限度)の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定技術者として認められた者のうち、技術者の能力が一番低いと判断される者で評価する。
- (L) 配置予定技術者が平成19年度から平成28年度までの10年間に機構から優秀 工事技術者表彰(旧優良工事表彰【個人部門】)(理事長表彰、理事表彰、支社長 表彰、筑後川局長表彰、吉野川本部長表彰又は事業所長表彰)を受けている場合は、 表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日を記載すること。

なお、表彰実績は、理事長表彰、支社長等表彰(理事、支社長、局長、吉野川本 部長)、事業所長表彰(総合技術センター所長、総合事業部長、総合事業所長、建 設所長、総合管理所長、管理所長)の優先順位で記載すること。

- (M) 配置予定技術者が一般競争参加資格確認申請書等の提出時に従事しているすべて の工事の従事状況を記載し、本工事を落札した場合の配置予定技術者の配置予定等 を記入すること。
- ③ 優良工事表彰(旧優良工事表彰【総合部門】)、安全管理優良工事表彰(旧優良工事表彰【安全部門】)の実績
  - (A) 記載様式は、別記様式5とする。
  - (B) 平成25年度から平成28年度までの4年間に機構から優良工事表彰(旧優良工事表彰【総合部門】)(理事長表彰、理事表彰、支社長表彰、筑後川局長表彰、吉野川本部長表彰又は事業所長表彰)を受けている場合は、その工事の中から代表的なものを記載すること。

なお、表彰実績は、理事長表彰、支社長等表彰(理事、支社長、局長、吉野川本 部長)、事業所長表彰(総合技術センター所長、総合事業部長、総合事業所長、建 設所長、総合管理所長、管理所長)の優先順位で記載すること。

(C) 平成25年度から平成28年度までの4年間に機構から安全管理優良工事表彰 (旧優良工事表彰【安全部門】) (中央安全協議会会長表彰、関東管内安全協議会 会長表彰、支社安全協議会会長表彰、筑後川局安全協議会会長表彰、吉野川本部安 全協議会会長表彰又は事業所安全協議会会長表彰) を受けている場合は、その工事 の中から代表的なものを記載すること。

なお、表彰実績は、中央安全協議会会長表彰、関東管内安全協議会会長表彰、支 社安全協議会会長、筑後川局安全協議会会長表彰、吉野川本部安全協議会会長表彰、 事業所(総合技術センター、総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所、管理 所)安全協議会会長表彰の優先順位で記載すること。

- ④ 施工計画書
  - (A) 記載様式は、別記様式6とする。
  - (B) 4.(8)に掲げる条件を満たすことを判断できる工程管理、品質管理等の技術的

事項に対する所見を記載することとする。

なお、施工計画書の提出が困難な場合は、4.(8)に掲げる条件を満たすことが 判断できる同種工事における施工計画書の写しを提出することにより代えることが できるものとする。この場合、当該契約書(工事名、工期、発注機関名、契約書の 両当事者の記名捺印されている部分)の写し及び工事内容が確認できる書類(特記 仕様書、図面等)の写しを添付すること。

#### 13. 確認申請書等のヒアリング

- (1) 確認申請書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。
- (2) ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。この場合の出席者は、一般競争 参加資格確認資料等の内容を説明できる者とする。

#### 14. 競争参加資格等の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、「4.競争参加資格」 に掲げる競争参加資格を有することを 証明するため、次に掲げるところに従い、確認申請書等を提出し、分任契約職から競争 参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 4.(2)①の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができる。この場合において、4.(1)及び及び(2)②、③並びに(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において4.(2)①に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

なお、提出期限までに確認申請書等を提出しない者及び契約職等が競争参加資格が無いと認めた者は、本競争に参加することができない。

(3) 一般競争参加資格確認申請書の受理通知として、競争参加資格を「有」と記載した競争参加資格確認通知書(以下「受理通知」という。)を別表1⑥に示す期限までに通知する。なお、競争参加資格の確認は、一般競争参加資格確認資料等の提出期限の日をもって行うものとする。

ただし、本試行においては、電子入札システムにおいて競争参加資格の確認結果を通知することができないため、競争参加資格が無いと認められた者に対しては、別表1⑦に示す期限までにその理由を付して、競争参加資格を「無」と記載した競争参加資格確認通知書(以下「無資格通知」という。)を郵送するとともに、FAXにより通知する。競争参加資格が有ると認められた者に対しては、改めて競争参加資格の確認結果は送付しない。このため、競争参加資格の確認結果の通知期限までに競争参加者に無資格通知が届かない場合には、受理通知をもって競争参加資格が有ることが通知されたものとする。なお、競争参加資格が有る場合でも条件が付される場合には同様に通知する。

#### 15. 競争参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格が無いと認められた者は、分任契約職に対して競争参加資格が無いと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
  - ① 提出期限:別表1⑧のとおり
  - ② 提出先:6.契約担当窓口に同じ。
  - ③ 提出方法:郵送(信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法)により提出することとし、持参及び電送によるものは受け付けない。

(2) 分任契約職は、説明を求められたときは、別表1⑨に示す期限までに説明を求めた者に対し書面によりFAXで回答する。期限までに回答が届かない場合は、6.契約担当窓口までに問い合わせをすること。

#### 16. 入札説明書等に対する質問

- (1)入札説明書等に関する質問については、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
  - ① 提出期限:別表1⑩のとおり
  - ② 提出先:6.契約担当窓口に同じ。
  - ③ 提出方法:郵送(信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法)により提出することとし、持参及び電送によるものは受け付けない。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、大容量ファイルの送受信サービス「PrimeD rive」により行うこととし、回答を閲覧するためのアドレス等は、「質問に対する 回答アドレス通知書」をFAXにより通知する。

① 通知期限:別表1⑪のとおり

② 閲覧期限:別表1⑩のとおり

#### 17. 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金:免除

(2) 契約保証金

受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

#### 18. 工事費内訳書の提出

- (1) 初回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。
- (2) 保存するファイル形式はPDFファイルとする。
- (3) ファイルを圧縮する必要がある場合は、圧縮方法はZIP方式とし、自己解凍方式は 使用しないものとする。
- (4) 工事費内訳書の様式は自由であるが、その内容については本入札公告配布時に添付した工事数量総括表に対応するものとし、数量、単価、金額等を明らかにしたうえで、必ず表紙に工事名及び社名を記入し、1つのファイルとして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

#### 19. 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行う。
- (2) 第1回の入札において落札者が決定しなかったときは、再度入札に移行する。再度入 札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送 信するので、パソコンの前で待機すること。
- (3) 電子入札においては、立会による開札は行わない。
- (4) 開札処理に時間を要する場合には、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 20. 入札の無効等

- (1) 競争参加資格の有る者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の 入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した 入札並びに開札時において、「4.競争参加資格」に掲げる資格の無い者のした入札は、 無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取 り消すこととする。
- (2) 同一の技術者を重複して複数の工事に配置予定技術者とする場合において、他の工事 を落札したこと又は死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定の技 術者を配置することが出来なくなったときは、直ちに、以下による手続きを行うこと。
  - ① 一般競争参加確認申請書の提出後から一般競争参加確認申請書の提出期限までの期間
    - :書面(様式は自由)により申し出を行い、一般競争参加確認申請書の取り下げを 行うこと。
  - ② 一般競争参加確認申請書の提出期限から入札書の提出までの期間 :電子入札システムにより、入札の辞退を行うこと。
  - ③ 入札書の提出後から開札までの期間及び落札者の決定の保留がなされている期間 : 書面 (様式は自由) により申し出を行うこと。申し出により、提出された入札書は無効とする。
- (3) 確認申請書等に虚偽の記載をし入札した場合又は配置予定の技術者を配置することが 出来ないにもかかわらず入札した場合(入札書の提出後に(2)③の申し出をした場合は 除く。)においては、「指名停止措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。

#### 21. 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で5.(3)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行

がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、5.(3)の評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 開札の結果、落札となるべき入札をした者が2人以上いる場合は、電子入札システムの機能を利用して落札者を決定する方式(電子くじ)により決定する。

#### 22. 低入札価格調査

- (1) 低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がなされる かどうかについて、「低入札価格調査」を行う。(詳細は別紙(低入札価格調査関係) のとおり。)
- (2)「低入札価格調査」を実施するため、機構は当該入札者に対し必要な資料の提出を求める。当該入札者は、機構が必要な資料を、通知した日を含めて3日以内に提出しなければならない。

ただし、当該期間は、「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1 条に規定する行政機関の休日を除くものとする。

- (3) 契約締結後においても、調査内容の確認のため、資料の提出を求める。
- (4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は重点的な監督及び施工段階並びに工事完了における実績費用等と入札時の低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)は、工事成績評定に厳格に反映するとともに「指名停止措置要領」に基づき指名停止を講ずることがある。

#### 23. 契約書の作成等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

ただし、 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証の額を請負代金額の「10分の1以上」から「10分の3以上」とし、前払金の割合を請負代金額の「10分の3以内」から「10分の2以内」とする。

#### 24. 配置予定技術者の確認

- (1) 落札者決定後(契約締結後)、4.(6)に掲げる条件を満たしていないことが判明した場合又はCORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばない(解除する)ことがある。
- (2) 落札者決定後(契約締結後)、死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず 配置予定の技術者を変更する場合は、4.(6)に掲げる条件を満たし、かつ、当初の配置 予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

これら以外の特別な理由により配置予定技術者を変更できる場合としては、次に掲げる場合等とする。

① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

- ② 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ 大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合なお、いずれの場合であっても、機構との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、4.(6)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 25. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った 価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が機構で、入札日から過去2年以内 に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事において、以下のいずれかに該当する 場合、監理技術者とは別に、4.(6)に定める要件と同一の要件(4.(6)に掲げる工事経 験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置しなければならない。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- (2) 施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理に関し、統括監督職員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- (4) 安全管理に関し、指名停止又は統括(主任)監督職員から書面により改善命令、警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- (5) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うこととする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に分任契約職に通知することとする。

#### 26. 火災保険付保の要否

工事請負契約書に基づき火災保険契約を締結すること。

#### 27. 再苦情申立て

分任契約職からの競争参加資格が無いと認めた理由の説明に不服がある者は、15.(2)の 回答を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により分任契約職 に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札等監視委 員会が審議を行う。

受付窓口、受付時間及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、6.契約担当窓口に同じ。

#### 28. 関連情報を入手するための照会窓口

6. 契約担当窓口に同じ。

#### 29. 入札の延期等

- (1) 不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札者の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。
- (2) 機構の事由により、入札の延期又は中止をすることがある。

#### 30. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。

公表の対象となる契約の詳細は、<a href="http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。"http://www.water.go.jp/honsya/honsy

#### 31. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 落札者は、確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票を 送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (5) 電子入札システムの運用時間は、平日8:30~20:00である。
- (6) 入札情報サービスの運用時間は、平日6:00~23:00である。
- (7) 操作方法についてのお問い合わせ先は下記のとおりである。

電子入札ヘルプデスク

電 話: 03-3456-7475メール: water-help@gprime-ebid. jp

受付時間:9:00~12:00、13:00~17:30 ※土日・祝日(振替休日含む)、年末年始除く。

別表1 本入札手続に係る期間等

1	入札	入札説明書等の交付期間		8月 1日(火)から 8月24日(木)まで
2	電子	一般競争参加資格確認申請 書の提出期間	平成29年 平成29年	8月 1日(火) 9時00分から 8月21日(月)16時00分まで
3	郵送	一般競争参加資格確認資料 等の提出期限	平成29年	8月24日(木)必着
4	電子	入札書の提出期間	平成29年平成29年	8月22日(火) 9時00分から 8月24日(木)16時00分まで
5	_	開札日	平成29年	9月 8日(金)10時00分
6	電子	一般競争参加資格確認申請 書の受理通知期限	平成29年	8月22日(火) 8時59分まで
7	郵送 FAX	競争参加資格が無いと認め られた者に対する競争参加 資格の通知期限	平成29年	8月31日(木)16時00分まで
8	郵送	競争参加資格が無いと認め られた者に対する理由の説 明要求期限	平成29年	9月 7日(木)必着
9	FAX	上記⑧に対する回答期限	平成29年	9月14日(木)まで
10	郵送	入札説明書等に関する質問 提出期限	平成29年	8月16日(水)必着
(1)	FAX	上記⑩に対する回答通知期 限	平成29年	8月21日(月)まで
12	Prime Drive	上記⑩に対する回答閲覧期 限	平成29年	8月24日(木)16時00分まで

 $<sup>\</sup>frac{1}{2}$  入札とは、入札情報サービスを示す。

<sup>※2</sup> 電子とは、電子入札システムを示す。

### 別表2(入札説明書5.(2)関係)

-評価項目に対する評価基準、評価点数及び技術点の配分-

工事名: 愛知用水流量観測設備工事

価格以 外の要 素	評価の視点	評価項目	評価項目区分	評価点数 の配点 (最大値)	技術点 の配点 (最大
		工和英田になるで東西	適切	-	_
		工程管理に係わる事項 	不適切		
		14 00 7 4 3 1 1 1 1 7 ± -T	適切		
		機器及び材料の品質管理に係わる事項	不適切		
		施工上の課題に対する事項	適切	_	
		ルエエの味度に対する事項	不適切		
		<b>サート型のナッキ市内</b>	適切		
		施工上配慮すべき事項	不適切		
		安全管理に留意すべき事項	適切	1	
			不適切		
		同種工事の施工実績	河川または水路施設において超音波式流量計を設置した工事	2	10
		過去15年間の施工実績 	その他の観測設備を設置した工事		
		工事成績評定点	80点以上		
		当該工種での過去4年間の工事成績評定点	70点以上80点未満	5	
企		の平均点	70点未満(含実績なし)	,	
業		優良工事表彰 当機構が発注した工事で過去4年間に受け た優良工事表彰の有無	理事長表彰あり		
の 技	企業の		支社長等表彰あり	3	
術力			事業所長表彰あり		
	施工能力		表彰の実績なし		
		安全管理優良工事表彰 当機構が発注した工事で過去4年間に受けた安全管理優良工事表彰の有無	中央安全協議会会長表彰あり	- - 3 - -4 (最小)	
			関東管内又は支社・局安全協議会会長表彰あり		
			事業所安全協議会会長表彰あり		
			表彰の実績なし		
		事故及び不誠実な行為 当機構が発注した工事で過去4年間に受け た文書注音 □頭注音の有無	文書注意以上		
			口頭注意		
			なし		
	配置予定技術 者の能力	同種工事の工事経験 過去15年間の施工実績	同種工事で主任(監理)技術者、または現場代理 人としての経験あり	1	
			同種工事で主任(監理)技術者、または現場代理 人としての経験なし	'	
		優秀工事技術者表彰	理事長表彰あり	- - 5	
			支社長等表彰あり		
		機構が発注した工事で過去10年間に受けた優秀工事技術者表彰の有無	事業所長表彰あり		
			表彰の実績なし		
-価点及	び技術点合計			19	10

#### 別紙(低入札価格調査関係)

工事請負契約の事務処理要領第14条の2の基準の取り扱いに基づく調査について

1 工事請負契約の事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)第14条の2に基づく基準 価格を下回る価格で入札を行った者に対して、事務処理要領第14条の3の調査(低入札価格 調査)を実施する。

基準価格は予定価格算出の基礎となった次に掲げる額に、100分の108を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 機器単体費の額に10分の8.95を乗じて得た額
- (2) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (3) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (5) 機器間接費の額に10分の9を乗じて得た額
- (6) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 2 開札の結果、基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者に対し「保留」 と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。
- 3 低入札価格調査の対象者は、機構の定めた期限までに次に掲げる(1)から(14)の資料を提出するものとする。

なお、低入札価格調査においては、下請予定業者へのしわ寄せといった問題等を生じさせずに、契約の内容に適合した履行がされるか確認するため、提出された資料等について、対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) 当該価格で入札した理由(様式1)
- (2) 積算内訳書(様式2)
- (3) 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(様式3)
- (4) 手持ち工事の状況(対象工事関連) (様式4)
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(様式5)
- (6) 手持ち資材の状況 (様式6)
- (7) 資材購入予定先一覧(様式7)
- (8) 手持ち機械の状況(様式8)
- (9) 機械リース元一覧(様式9)
- (10) 下請予定業者等一覧(様式10)
- (11) 労務者の確保計画(様式11)
- (12) 施工体制台帳(様式12)
- (13) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(過去5年間) (様式13)
- (14) 経営内容(最新の財務諸表及び最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 の写し)
- (15) (1)から(14)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (16) (13) の公共工事の成績状況
- (17) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会を行う。)
- (18) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その

- 4 必要に応じ、3以外の説明資料の提出を求めることがある。
- 5 低入札価格調査の対象者は、3及び4の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能 であることを立証するために必要と認める任意の書類を合わせて提出することができる。
- 6 3及び4の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、3 及び4の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として 1回に限り再提出等を行うことができる。
- 7 3及び4の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者(支店長、営業所長等をいう。)から事情聴取を行う。

なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

- 8 調査は、最低の価格をもって入札した者(総合評価落札方式の工事においては評価値の最も高い者)から行うこととする。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。
- 9 調査の対象者は、提出期限までに理由を記した辞退届を提出することで、当該調査を辞退することができる。
- 10 3及び4の資料を提出期限までに提出しない場合又は7の事情聴取に応じない場合など 調査に協力しない場合若しくは9に規定する辞退届を提出した場合は、「競争契約入札心 得について」第8条の規定により入札を無効とする。
- 11 調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は12に記載する重点的な監督及び施工段階及び工事完了における実績費用等と入札時の低入札調査の内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 12 調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
- 13 調査の結果は、公表することがある。